



山形県公報

平成27年2月17日(火)

号 外 (2)

目 次

告 示

○やまがた受動喫煙防止宣言の制定…………… (健康長寿推進課) … 1

告 示

山形県告示第138号

やまがた受動喫煙防止宣言を次のとおり制定した。

平成27年2月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

やまがた受動喫煙防止宣言

— 県民みんなで取り組もう「きれいな空気で健康長寿日本一」 —

1 趣 旨

たばこの煙には多くの有害物質が含まれ、喫煙者自身だけでなく、自分の意思とは関係なくたばこの煙を吸われる周囲の人々の健康にも多くの影響を与えます。

たばこの煙には喫煙者が吸いこむ主流煙とたばこの火から立ち上る副流煙があり、副流煙にはニコチンやタールなどの有害物質が主流煙に比べ数倍多く含まれています。喫煙者の周囲の人々は、受動喫煙としてこの副流煙を吸い込むこととなります。

受動喫煙は、肺がんや心筋梗塞等多くの疾患の原因となります。国内で1年間に受動喫煙により死亡する人は、肺がんと虚血性心疾患に限っても約6,800人に及ぶと推計されています。特に、妊産婦には流産や早産など、子どもには乳幼児突然死症候群 (SIDS) や気管支喘息の危険性を高めるなど、子どもや妊産婦の健康に対する悪影響も科学的に明らかになっています。

県民の健康を守るためには、たばこの煙や受動喫煙の悪影響について県民みんなが正しく理解し、協力して受動喫煙を防止していくことが極めて重要であります。特に、未来を担う子どもや妊産婦を受動喫煙の悪影響から守り、子どもが健康に成長できる子育てしやすい地域社会を作っていくことは、私たち県民の責務と言えます。

本県では「健康やまがた安心プラン」のもと、これまでも県民の受動喫煙の機会の大幅な減少を目指した取組みを進めてきましたが、このたび、プランの中間年(平成29年度)までの中期目標を定め、県民、事業者、行政等が、それぞれの立場から、また互いに協力し一体となって受動喫煙防止対策に取り組み、受動喫煙のない地域社会づくりをより一層推進するという強い意志を「宣言」という形で表明するとともに、受動喫煙防止対策を健康づくり施策の重要な柱の一つに位置付け、健康長寿日本一を目指していきます。

また、山形県には豊かな自然ときれいな空気があります。これらを求めて世界各地から本県を訪れる方々が快適に過ごせるようにするためにも、受動喫煙防止対策に県民あげて取り組み、受動喫煙のない健康で快適な山形県を目指すとともに、この取組みを全国に発信していきます。

2 宣 言

健康長寿で快適な山形県を目指し、受動喫煙のない地域社会づくりを進めるため、県の基本方針として以下のとおり宣言します。

やまがた受動喫煙防止宣言

1. 誰もがきれいな空気で快適に過ごせるよう、受動喫煙をなくします
2. 未来を担う子どもや妊産婦を、県民みんなで受動喫煙の悪影響から守ります

3. 県民、事業者等すべての人が、たばこの煙が健康に及ぼす悪影響について認識を共有し、受動喫煙のない地域社会づくりを協力して進めます
4. 本県を訪れる人が快適に過ごせるよう、「きれいな空気でおもてなし」します

この宣言のもと、地域や職場、事業所、関係団体などにおいても、それぞれの立場から具体的な受動喫煙防止対策に取り組むことを宣言し、主体的に対策を推進していきます。

3 中期目標

受動喫煙のない地域づくりをより一層推進するため、健康やまがた安心プラン（H25～34年度）の中間年（H29年度）までの中期目標を以下のとおり定め、具体的な取組みを進めます。

(1) 目標年度

平成29年度

(2) 達成目標

① 事業者等の取組み目標

- 子どもが主に利用する施設及び医療機関（幼稚園、小・中・高校、児童福祉施設、病院等）においては、敷地内禁煙の実施率を100%とします。
- 公共性の高い施設（官公庁施設、大学、美術館、体育館、集会場等）においては、敷地内禁煙又は建物内禁煙の実施率を100%とします。
- 不特定多数の者が利用する施設（飲食店、宿泊施設、理容店等）においては、施設種類ごとの受動喫煙防止対策（建物内禁煙、完全分煙等）の実施率を、平成26年度と比較して倍増します。

【現状（平成26年度）】 ※現状値は平成26年度受動喫煙対策等実態調査等による

- 子どもが主に利用する施設及び医療機関の敷地内禁煙実施率
幼稚園；85.1%、小中学校；97.1%、高校；100%、児童福祉施設；90.0%、病院；64.7%
- 公共性の高い施設の敷地内禁煙又は建物内禁煙実施率
官公庁施設；90.2%、大学；91.7%、美術館；96.1%、体育館；84.7%、集会場；93.4%
- 不特定多数の者が利用する施設の受動喫煙防止対策実施率
飲食店；40.2%、宿泊施設；63.4%、理容店；27.9%

※ 施設の種別は、「4 施設における受動喫煙防止の指針（2）施設ごとに講ずべき受動喫煙防止対策」による。

② 喫煙マナーの向上目標

- 県民の受動喫煙機会の平成24年度対比半減
職場、家庭、飲食店において、県民が受動喫煙を受ける機会を平成24年度と比較して半減させます。

【現状（平成24年度）】 ※現状値は平成24年度県政アンケート調査による


- それぞれの場所で月1回以上（家庭は毎日）受動喫煙の機会があった者の割合
職場；31.9%、家庭；17.0%、飲食店；39.3%

4 施設における受動喫煙防止の指針

(1) 受動喫煙防止対策の基本

本県では、受動喫煙防止対策の種類を次のように分類します。

区域を分けるだけの空間分煙では非喫煙区域に有害物質が流れ込むのを防ぐことができず、また、時間分煙では、壁や家具等に付着した有害物質を吸い込む危険性があるため、受動喫煙防止対策としては不十分です。本県では、敷地内禁煙、建物内禁煙、完全分煙を受動喫煙防止対策の基本とします。

種 類	内 容		効果
禁煙	敷地内禁煙	敷地内を全て禁煙とする。	
	建物内禁煙	建物内を全て禁煙とする。	
分煙	完全分煙	建物内に、喫煙場所から非喫煙場所に煙が流れ出ないように設備を整えた喫煙場所を設ける。	
	その他の分煙	喫煙可能な時間と喫煙できない時間を設定する。(時間分煙)	
壁などで仕切られていない喫煙場所を設置する。(空間分煙)			

(2) 施設ごとに講ずべき受動喫煙防止対策

- 子どもが主に利用する施設及び医療機関では、敷地内禁煙を目指します。敷地内禁煙とすることが困難な場合には、建物内禁煙を実施します。
- 公共性の高い施設では、敷地内禁煙または建物内禁煙を目指します。禁煙とすることが困難な場合には、完全分煙を実施します。
- 不特定多数の者が利用する飲食店や宿泊施設等では、建物内禁煙又は完全分煙にすることが望まれます。これらの対策を直ちに実施できない場合には当面の措置として、各業態の実情に合わせた実効性のある対策に取り組みます。
- なお、建物内禁煙とするため屋外に喫煙場所を設置する場合は、出入りする施設利用者への影響がないよう、出入口や通路等から極力離して設置する必要があります。

施 設 の 種 別	施 設 例	講ずべき対策
① 子どもが主に利用する施設及び医療機関	学校（小・中・高校、中等教育学校、特別支援学校）、医療機関、児童福祉施設、母子福祉施設	敷地内禁煙 ※事情により敷地内禁煙とすることが困難な場合には、当面の間、建物内禁煙の対策を講ずる。
② 公共性の高い施設	官公庁施設、社会福祉施設（児童・母子福祉施設以外の施設）、学校（大学、高等専門学校、専修学校等）、美術館、博物館、図書館、体育館等運動施設、駅、バスターミナル、公共交通機関、金融機関、郵便・水道・電気等の営業所、劇場、映画館、展示場、集会場、公会堂、観覧場、公衆浴場	敷地内禁煙又は建物内禁煙 ※事情により禁煙とすることが困難な場合には、当面の間、完全分煙の対策を講ずる。
③ 不特定多数の者が利用する施設	飲食店、理容店、美容店、宿泊施設、販売施設、遊技・娯楽施設	建物内禁煙又は完全分煙 ※直ちに禁煙又は完全分煙とすることが困難な場合は、空間分煙や時間分煙等を含め、各業態の実情に合わせた実効性のある対策を実施する。

(3) 屋外の施設における受動喫煙防止対策

子どもや妊産婦等の利用がある公園等の屋外施設では、敷地内禁煙を目指しますが、喫煙場所を設置する場合は、多数の者が利用するところから10メートル以上離して設置します。

施設の種別	施設例	講ずべき対策
④ 子どもや妊産婦等の利用がある屋外の施設	公園、動物園、植物園、遊園地	敷地内禁煙 ※事情により敷地内禁煙とすることが困難な場合は、多数の者が利用するところから10メートル以上離して、喫煙場所を設置する。

(4) わかりやすい表示

公共的な施設においては、利用者が意図せずに受動喫煙の被害にあい、または、あわせることのないようにすることが重要です。

施設の管理者は、利用者が施設に入る前にその施設での受動喫煙防止対策がわかるよう、施設で実施する対策の内容を、施設の入口等にわかりやすく表示します。

また、喫煙場所を設ける場合は、非喫煙者が喫煙場所に立ち入ることがないように、喫煙場所であることを明示します。

こうした表示を行うことにより、利用者が意図せずに受動喫煙の被害にあうことを未然に防ぐことにつながります。

5 受動喫煙を防止するための役割・取組み

県民、事業者等、保健医療関係者・団体及び行政がそれぞれの立場から、また互いに協力して、受動喫煙のない地域社会づくりを推進していきます。

(1) 県民の役割・取組み

たばこの煙や受動喫煙の悪影響について正しく理解し、受動喫煙の防止に努め、特に子どもや妊産婦を受動喫煙の悪影響から守ります。また、本県を訪れる人々を「きれいな空気でおもてなし」します。

【喫煙マナー・子ども等への配慮】

○ 喫煙者は喫煙マナーを守り、公共的な施設はもとより、家庭内や地域の集会、友人同士の会食・宴会などあらゆる場面で、周囲の人をたばこの煙で不快にさせないよう配慮を行います。特に、子どもや妊産婦等に受動喫煙の悪影響が及ばないように、細心の注意を払います。

【喫煙マナー】

- ・受動喫煙の悪影響を十分に認識し、他人に受動喫煙をさせることがないように努めます。
- ・禁煙や分煙を実施しているところでは、そのルールを守ります。
- ・あらゆる場所において、子どもや妊産婦に受動喫煙の悪影響を及ぼさないようにします。
- ・屋外でも、周囲に人がいるときには受動喫煙の防止に十分配慮します。
- ・歩行中は、他人にやけどを負わせたりする危険があるので喫煙しません。また、吸い殻は決められた場所以外には捨てません。

【対策等の働きかけ】

○ たばこの煙で不快な思いをした場合には、施設での「お客様の声アンケート」や受動喫煙防止イエローカードを活用する等、施設に対し受動喫煙防止に関する対策や配慮を促します。

【対策への協力】

○ 県、市町村、事業者、施設管理者等が実施する受動喫煙防止に関する対策に協力します。

【来県者へのおもてなし】

○ 「きれいな空気でおもてなし」する意識で県を訪れる人を歓迎します。

【禁煙支援】

○ 禁煙したい人の家族や周囲の人は、禁煙したい人が禁煙を継続できるよう協力や励ましを行います。

(2) 事業者等の役割・取組み

たばこの煙や受動喫煙の悪影響について正しく理解し、行政との連携や事業者間の相互連携を図りながら、具体的な受動喫煙防止対策を主体的に推進します。また、本県を訪れる人々を「きれいな空気でおもてなし」します。

【対策の実施】

- 施設において禁煙や完全分煙等の受動喫煙防止対策を実施するとともに、利用者が意図せず受動喫煙の被害にあい、または、あわせることがないように、対策の内容を利用者にわかりやすく、見やすい場所に表示します。
- 従業員の健康を守る観点からも、効果的な受動喫煙防止対策を講じます。

【子ども等への配慮】

- 主に子どもや妊産婦等が利用する施設は、敷地内禁煙を行います。

【教育・体制づくり】

- 従業員に対して、受動喫煙防止に関する啓発・教育を行い、特に、子どもや妊産婦等に受動喫煙の悪影響が及ばないように細心の注意を払うなど、施設における受動喫煙防止の体制づくりを進めます。

【施設の管理】

- 利用者に対して、施設における禁煙又は完全分煙が守られるよう注意喚起するとともに、禁煙区域で喫煙が行われないよう施設を管理します。また、喫煙場所に子どもが立ち入らないよう管理します。

【利用者意見の反映】

- 利用者からの受動喫煙の防止に関する意見を真摯に受け止め、積極的に対策を講ずるよう努めます。

【来県者へのおもてなし】

- 来県者がたばこの煙で不快な思いをすることがないように、特に観光関連施設では効果的な受動喫煙防止対策を講じ、きれいな空気由来県者をお迎えします。

【禁煙支援】

- 従業員が禁煙治療などに取り組むことができるよう支援や励ましを行います。

(3) 保健医療関係者・団体の役割・取組み

健康教育に積極的に取り組むとともに、行政、事業者等との連携により、禁煙したい人に対して支援します。

【健康教育】

- 喫煙や受動喫煙の悪影響について情報発信を行うとともに、禁煙教育や受動喫煙防止教育に積極的に取り組みます。
- 子ども達自ら受動喫煙についての知識を持てるよう、また、保護者も同様に理解が深められるよう、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は学校でのたばこに関する教育や啓発に積極的に取り組みます。

【禁煙支援】

- 禁煙相談や治療等の禁煙支援を行います。
- 禁煙治療に医療保険が適用できる医療機関や禁煙支援薬局の情報を積極的に発信し、県民の活用を促します。

【施策への協力】

- 県、市町村等が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力します。

(4) 行政の役割・取組み

県民、事業者等と連携・協力して受動喫煙防止に関する施策を推進します。また、保健医療関係者等と連携・協力して禁煙したい人に対して支援します。

【啓発・子ども等への配慮】

- 県民がたばこの煙や受動喫煙に関する正しい知識を得られるよう、リーフレット等の啓発物品の充実を図る等、普及啓発に努めます。
- 子どもや妊産婦等を受動喫煙の悪影響から守るため、乳幼児健診等の場を活用し、子どもの保護者や妊産婦等へ重点的に啓発を行います。
- 本県では男女とも、20、30歳代の出産・子育て世代の喫煙率が全国よりも高いことから、この世代に向けた啓発を強化します。

【喫煙マナー】

- 喫煙者に対して喫煙マナーの遵守と周囲への十分な配慮を呼びかけます。

【事業者等との連携】

- 事業者等と連携を図り、対策の表示用ステッカーを普及していきます。
- 事業者等と受動喫煙防止に関する意見交換等の場を設け、受動喫煙防止の現状把握や事業者等の主体的な取組みを促すとともに、その取組みを内外にアピールします。

【改善促進】

- 受動喫煙防止対策が取られていない施設に対しては、具体的な対策の方法を提示する等、その取組みを促します。
- 主に子どもや妊産婦等が利用する施設においては、敷地内禁煙の実施を促します。

【禁煙支援】

- 禁煙したい人の相談に応じるとともに、禁煙相談や治療を実施する医療機関等の情報発信・提供を行います。
- 特定保健指導や各種健康相談などの場で、禁煙に関する情報提供、支援を行います。

6 目標の進捗状況の管理や取組みの評価

県民、事業者、行政等が参加する「やまがた受動喫煙防止宣言実行委員会」を設置し、目標の進捗状況の管理や取組みの評価等を行います。